



阪神グループ

サプライヤーサステナビリティガイドライン

2025年12月（初版）

阪神グループ

阪神ホールディングス株式会社

阪神容器株式会社

阪神化成工業株式会社

ファーマパック株式会社

阪神グループ サプライヤーサステナビリティガイドライン

近年、私たちの生活は便利になる一方、地球全体では環境汚染やCO₂排出量増加に伴う温暖化など、様々な問題に直面しております。企業には法令、規制の遵守はもとより、環境に配慮し、持続可能な社会の実現のために貢献することが求められています。

その活動の一環として阪神グループは、より社会と環境に配慮した事業活動を推進するため、当グループとサプライヤーの皆様の両者が遵守すべき「サステナビリティガイドライン」を策定いたしました。サプライヤーの皆様には本ガイドラインの趣旨及び内容をご理解いただき、共に持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいけるようご協力をお願いいたします。

①安全・品質

生活者の皆様へ安全・安心で高品質な製品をご提供するため、品質と安全性を確保した製品を提供します。

1.1 お客様のニーズに応える製品・サービスの提供

お客様の立場に立ってニーズを把握し、価値の高い製品・サービスを提供する。

1.2 品質の確保

持続的な品質向上に取り組む体制（ISO9001等）を構築し、運用する。

1.3 製品の安全性

想定されるリスクの低減を行い、製品の安全性を確保する。

②コンプライアンスの推進

関連するすべての法令・ルールを遵守し、高い倫理観と社会通念に基づき事業活動を行います。

2.1 法令の遵守

法令の遵守を徹底する。また、法令遵守のための方針や体制、通報制度等を整備する。

2.2 競争法の遵守

独占禁止法や不正競争防止などを遵守し、公正かつ透明な取引を行う。

2.3 贈収賄・違法な利益供与等の禁止

国内外のあらゆる取引において法令に反する贈収賄、違法な利益供与は行わない。

2.4 利益相反の禁止

会社の利益を犠牲にして自己又は取引先等の利益を図るような取引を行わない。

2.5 機密情報の管理・保護

取引先・顧客・従業員等の個人情報や機密情報を適切に管理・保護し、情報漏洩や不正アクセスを防ぐ。

2.6 反社会勢力との取引の禁止

反社会的な勢力の利益にかかるようなあらゆる行為を行わない。

③人権・労働安全衛生への配慮

人権及び労働安全衛生に配慮した事業活動を推進します。

3.1 強制労働及び児童労働の禁止

各国の法令で定められた就業最低年齢に満たない児童の労働、人身売買、暴力などによる強制された労働は禁止する。

3.2 差別ハラスメントの禁止

性別・年齢・身体的特徴などの個人の特徴を理由とした差別を認めないと共に、不利益を被るような取扱いはしない。また、そのほかのハラスメントについても

認めない。

3.3 過重労働の禁止

全従業員に対して労働時間の上限を超える労働を禁止すると共に、適切な休暇の取得を推進する。

3.4 労働安全衛生の遵守

業務上発生しうる労働安全衛生に関するリスクに対する継続的な取組みを推進する。

3.5 プライバシーの権利

家族、住居、私生活などの個人情報を従業員の了承なしに公開又は第三者への提供を行わない。

3.6 賃金の不足・未払いの禁止

最低賃金・超過勤務・賃金控除等を含めた給与給付に関する法令を遵守する。

④環境配慮

環境への配慮に努めた事業活動の展開のため、地球環境に配慮した製品・サービスの提供に積極的に取組みます。

4.1 環境マネジメント

環境活動を推進するための仕組み(ISO14001 等)を構築・維持し、法令を遵守し、事業活動による環境への影響を最小限に抑える。

4.2 温室効果ガスの排出削減

温室効果ガスの排出を管理すると共に、排出削減の取組みを推進する。

4.3 省資源・廃棄物の削減

廃棄物の処理に関連する法令を遵守し、資源の効率的な利用とリサイクルを推進する。

⑤リスクマネジメント

自然災害等のあらゆるリスクを想定した緊急事態に対する仕組みを構築します。

5.1 緊急事態に対する方針の決定

緊急事態対応への準備として、緊急事態に対する基本方針や行動計画（BCP等）を整備し想定されるリスクに備える。

5.2 緊急事態対応フロー

緊急事態発生に対する対応を円滑に行うために緊急時の対応フローや情報伝達の仕組みを整備し訓練を行う。

以上

発行部署

阪神グループ グループ統括本部

制定・改訂履歴

2025年12月20日 制定